

社会福祉法人松山市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松山市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる者で理事・監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第16条第2項の常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等)

第3条 事業団は、役員及び評議員に対して次のとおり報酬を支給する。ただし、松山市の常勤の特別職、一般職の職員及び事業団の常勤の職員である非常勤役員並びに松山市の常勤の特別職及び一般職の職員である評議員には支給しない。

- (1) 常勤役員 月額 350,000 円以内
- (2) 非常勤役員 日額 8,300 円
- (3) 評議員 日額 8,300 円

(支給方法)

第4条 常勤役員の報酬は、新たに就任した場合は就任の日から支給し、任期満了による退職又は死亡等によってその職を失った場合は、失職の日の属する月まで支給する。

2 前項の規定による就任又は失職の日の属する月の報酬は、就任の場合には就任の日から日割り計算による額とし、失職の場合にはその月の全額とする。

3 前条第1項第1号の報酬は、毎月21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に銀行振込にて支給する。

4 前条第1項第2号及び第3号の日額報酬は、出務時に現金支給する。

(期末手当)

第5条 6月1日及び12月1日に在職している常勤役員に対し、1回当たり上限60万円以内で期末手当を支給する。期末手当は、6月30日及び12月10日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に銀行振込にて支給する。

(公表)

第6条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人松山市社会福祉事業団役員の報酬等に関する規程(平成6年4月1日施行)は廃止する。